

東京清陵会ホームページ管理運用規程

第1条(目的)

本規程は、東京清陵会がインターネットを活用して、同窓会活動、同窓生の活躍を広く同窓生や一般に公開し、同窓会活躍に関心を寄せる方々の理解と協力を得るために、ホームページの管理運用について必要な事項を定めるものである。

第2条(HP管理者)

HPの管理は、会長が指名する広報委員会HP部会が務め、HPの管理運用及びセキュリティ対策の責務を担う。

第3条(HP管理運用)

HPに関する事項は、事務局会議にて協議のうえ決定する。

HP部会は、次の事項を所管する。

- (1) HPの管理運用に関すること
- (2) HPの掲載内容に関すること
- (3) セキュリティに関すること
- (4) 人権尊重及び個人情報の保護に関すること
- (5) 知的所有権に関すること
- (6) その他

第4条(不正侵入及び改ざん等への対応)

HP部会は、HPのシステムのセキュリティを確保する。

第5条(個人情報、知的所有権の保護)

HPに情報を掲載する場合は、人権尊重、個人情報保護、著作権等知的所有権の保護に十分注意する。

第6条(機器類の管理)

HPに関する機器類の管理は、HP部会が行なう。

第7条(アクセス管理)

- (1) HPのアクセス権(ユーザーアカウント)は、HP部会が管理、使用する。

第8条(HPへの掲載)

(1) HPへの掲載は、掲載希望者から、事務局に申請し、事務局が確認、了解したものをHP部会が掲載する。

第9条(HPに掲載する情報)

HPに掲載する情報は、次に掲げるものとする。

- (1) 東京清陵会の沿革、運営、組織、会則、役員一覧、会長挨拶
- (2) 事業計画、報告、
- (3) 行事案内、報告
- (4) 同期会通信
- (5) その他、同窓の任意の集りの案内、報告
- (6) 同窓生の活動紹介(メディア、著作等)
- (7) 会議、会合案内、報告
- (8) 委員会活動報告
- (9) 会報
- (10) 本部同窓会、母校、郷里情報
- (11) 上記に関するリンク
- (12) その他、事務局会議が認めたもの

第10条(HPに掲載できない情報)

- (1) 公序良俗、法令及び同窓会諸規程に反するおそれのあるもの
- (2) 同窓会の品位を損ない、または不利益となるおそれのあるもの
- (3) 同窓会の組織運用に関するもので、当該組織の許可を得ていないもの
- (4) 虚偽のもの
- (5) 知的所有権、個人の権利利益を侵害するおそれのあるもの
- (6) 個人及び組織等誹謗中傷するおそれのあるもの
- (7) 営利を目的とするもの
- (8) 宗教、政治に関わるもの

第11条(改廃)

本規程の改廃は事務局会議にて行ない、常任幹事会または学年幹事会に報告し、HPに掲載する。

制定 2019年5月22日